

京都府告示第627号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成29年11月14日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	生意気カノジョのしつけ方	株式会社コアマガジン	条例第13条の2第1項第1号該当
2	〃	人妻の快感エロス 敏感部分を責められて	株式会社一水社	〃
3	書籍	鍵開けマニュアル 第6版	株式会社データハウス	条例第13条の2第1項第3号該当
4	雑誌	i P ! AUTUMN	株式会社晋遊舎	〃